

Radiata Increase



FP2級
2019 年 1 月
学科
過去問解説

《本教材について》

- ・本PDFに掲載してある内容は無断複写・無断転載を禁止します。
- ・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

- ・直近5回分の過去問解説はFP試験教材[最短最速合格ガイド]に収録されています。
- ・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



2019年1月 学科試験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2018年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 次の各問について答えを1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

問題 1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)の顧客に対する行為に関する次の記述のうち、職業倫理や関連法規に照らし、最も不適切なものはどれか。

- 1.FPのAさんは、顧客から外貨定期預金の運用に関する相談を受け、為替レートが変動した場合のリスクについて説明した。
- 2.FPのBさんは、顧客から上場投資信託(ETF)に関する相談を受け、商品の概要を説明したうえで、元本保証がないことを説明した。
- 3.FPのCさんは、賃貸アパートの建設に関する相談を受け、顧客から預かったデベロッパーの事業計画書を、顧客の同意を得ることなく、紹介予定の銀行の担当者に融資の検討資料として渡した。
- 4.FPのDさんは、顧客から公正証書遺言の作成時の証人になることを要請され、証人としての欠格事由に該当しないことを確認したうえで、適正な対価を受けて証人になった。

【答え】

1. 適切。金融商品取引業者(投資助言・代理業、投資運者としての登録を受けていないFPは、投資判断の助言や顧客の資産運用を行ってはいけません。しかし投資判断の前提となる為替レートが変動した場合のリスクの説明や外貨定期預金の商品性の理解は**具体的ではなく一般的な解説となりますので適切です。**
2. 適切。登録を受けていないFPは助言を行うことはできませんが、投資判断の前提となる事柄の**一般的な説明や商品特性の理解を促すことは可能です。**
3. 不適切。FPは職務遂行上、顧客の個人情報を扱う場合が多いですが、FPの職業倫理として**顧客から得た個人情報**を顧客の許可なく、**第三者に漏らしてはいけません。**
賃貸経営の事業計画書は、顧客の資産情報が掲載されていることもあるため、**同意を得ずに他者に提供してはいけません。**
4. 適切。 **公正証書遺言の作成時の証人になるには資格はいりません。**FPが対価を得て引き受けることは可能です。

従って、答えは『3』です。

問題 2

ライフプランニングにおけるライフステージ別の一般的な資金の活用に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.Aさん(22歳)は、将来のために、受け取った初任給に銀行からの借入金を加えた資金を元手として、高い収益が見込める金融商品による積極的な運用を図ることにした。
- 2.Bさん(30歳)は、将来のために、NISA(少額投資非課税制度)を利用して余裕資金を運用することにした。
- 3.Cさん(40歳)は、マイホーム購入を念頭に貯蓄を続けてきたが、預貯金の残高が増えてきたので、その一部を頭金として、住宅ローンを利用し、新築マンションを取得することにした。
- 4.Dさん(63歳)は、勤務先を退職後、収入が公的年金のみとなる見込みなので、資産運用についてはリスクを避け、元本が確保された金融商品を中心とした安定的な運用を図ることにした。

【答え】

1. 不適切 銀行からの**借入金で投資を行う**ことは適切ではありません。投資は自己責任といわれます。若い世代では積極的な投資も必要ですが、リスクが伴うことを考えておかねばなりません。**投資はゆとりある資金で行うことが大事です。**
2. 適切 **投資は余裕資金**で行うものです。NISAは節税効果のある投資商品ですので、良い選択と言えるでしょう。
3. 適切 マイホーム購入には**自己負担金である頭金を多くし、借入額を抑えることで、住宅ローンの残高も抑えることが可能**となります。低金利時代では固定金利を選択するなど、今後の家計管理が見える方法も検討しましょう。返済期間も考慮すると、良い選択です。
4. 適切 退職後の**収入が年金のみ**と見込まれているのでリスクを避けた**安定的な運用**を心掛けることは大事です。**元本確保型の金融商品**での運用はよい選択です。

従って、答えは『1』です。

問題 3

公的介護保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 公的介護保険の第1号被保険者が、公的年金制度から年額18万円以上の老齢等年金給付を受給している場合、介護保険料は原則として公的年金から徴収される。
2. 要介護認定を受けた被保険者の介護サービス計画(ケアプラン)は、介護支援専門員(ケアマネジャー)に作成を依頼することになっており、被保険者本人は作成することができない。
3. 同一月内の介護サービス利用者負担額が、所得状況等に応じて定められている上限額を超えた場合、所定の手続きにより、その上限額を超えた額が高額介護サービス費として支給される。
4. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の新規入所者は、原則として要介護3以上の認定を受けた被保険者に限られる。

【答え】

1. 適切 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は年金からの徴収方法には2種類あります。年金からの天引きと納付書での納付とに分かれています。年金が年額18万円以上の人は特別徴収といわれ、年金からの天引きです。年金が年額18万円以下の人は納付書で金融機関に納めます。
2. 不適切 介護サービス計画(ケアプラン)は、一般的には介護支援専門員(ケアマネジャー)に作成を依頼することが多いようですが、被保険者本人でも作成することはできます。
3. 適切 高額介護サービスとは同月に一定の金額を超えた場合に、申請によって支給される制度です。一定の金額とは所得により定められた自己負担額のことをいいます。
4. 適切 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム「特養」)は65歳以上の要介護度3以上、特定疾患16種が認められた40歳～64歳の人、特例による入居が求められた要介護度1～2(認知症、知的・精神的障害で日常生活に支障)、また要件を満たす生活保護者の入居も可能です。

従って、答えは『2』です。

問題 4

雇用保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.適用事業所に雇用される労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、継続して31日以上雇用見込みがある者は、原則として被保険者となる。
- 2.基本手当を受給するためには、原則として、離職の日以前2年間に雇用保険の一般被保険者であった期間が通算して12ヵ月以上あること等の要件を満たす必要がある。
- 3.基本手当日額の算定に用いる賃金日額とは、被保険者期間として計算された最後の6ヵ月間に臨時に支払われた賃金および賞与等を含む賃金の総額を180で除して得た額である。
- 4.基本手当の受給期間中に、妊娠、出産、育児等の理由で引き続き30日以上職業に就くことができない者は、所定の申出により受給期間を延長することができるが、受給期間は最長4年間が限度となる。

【答え】

1. 適切 雇用される労働者は、常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、1週間の所定労働時間が20 時間以上、31日以上の雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。
2. 適切 基本手当を受給するためには、離職前の2年間に、被保険者期間が通算12ヶ月以上(倒産・解雇等の場合は、離職前1年間に、被保険者期間が通算6ヶ月以上)の要件を満たす必要があります。
3. 不適切 賃金日額＝離職前6ヶ月間の賃金総額÷180 で計算されます。賞与等は含まれません。
4. 適切 離職日の翌日から起算して、原則1年間が受給期間です。期間中に病気、ケガ、妊娠、出産、育児等で引き続き30日以上働くことができない場合は最長3年間まで延長できます。
本来の1年間＋延長3年間＝4年間

従って、答えは『3』です。

問題 5

国民年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.第2号被保険者の被扶養配偶者である19歳の専業主婦は、第3号被保険者である。
- 2.保険料免除期間に係る保険料のうち、追納することができる保険料は、追納に係る厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前5年以内の期間に係るものに限られる。
- 3.付加年金を受給できる者が老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、付加年金の額は繰下げによって増額されない。
- 4.国民年金の被保険者が死亡し、その者の遺族に遺族基礎年金が支給される場合、死亡一時金は支給されない。

【答え】

1. 不適切 国民年金対象者は20歳以上～60歳未満のすべての人が加入義務です。
2. 不適切 保険料免除期間での追納することができる期間は保険料の免除、猶予を受けた期間は過去10年以内であれば、追納が可能です。
3. 不適切 付加年金は区分けとしては老齢基礎年金に入ります。第1号被保険者の任意制度で月額保険料400円を国民保険料に上乗せし納付し、200円×納付期間が老齢基礎年金に加算されます。したがって繰り上げ、繰り下げの額に反映します。増減率は老齢基礎年金と同じです。
4. 適切 死亡一時金は第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月(3年)以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、その方によって生計を同じくしていた遺族に支給されます。しかし、遺族が、遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。
また、寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方の選択となります。死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡日の翌日から2年です。
※死亡した人と生計を同じくしていた遺族とは配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹をいいます。

従って、答えは『4』です。

問題 6

公的年金の老齢給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 特別支給の老齢厚生年金が支給されるためには、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あることなどの要件を満たす必要がある。
2. 老齢基礎年金に加算される振替加算の額は、その老齢基礎年金の受給権者の生年月日に応じて定められた金額となる。
3. 老齢厚生年金の繰上げ支給を請求する場合、老齢基礎年金の繰上げ支給の請求を同時に行う必要はない。
4. 厚生年金保険の被保険者に支給される特別支給の老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みにより、当該被保険者の総報酬月額相当額と基本月額の合計額が28万円(平成30年度価額)を超えると、年金額の全部または一部が支給停止となる。

【答え】

1. 適切 厚生年金保険受給要件
(老齢基礎年金の受給資格期間10年以上を満たす)
特別支給の老齢厚生年金
60歳～65歳未満 厚生年金**加入期間は1年**
老齢厚生年金
65歳以上 厚生年金**加入期間は1ヶ月**
2. 適切 夫(妻)が受けている老齢厚生年金や障害厚生年金に加算されている加給年金額の対象者になっている妻(夫)が65歳になると、それまで夫(妻)に支給されていた加給年金額が打ち切られます。このとき妻(夫)が老齢基礎年金を受けられる場合には、**一定の基準により妻(夫)自身の老齢基礎年金の額に加算**されます。
加給年金は対象になっている配偶者が65歳で打ち切られ、その後、**振替加算へ**となります。**加算額は対象の配偶者の生年月日に応じた金額がその配偶者の老齢基礎年金に加算**されます。
3. 不適切 特別支給の老齢厚生年金者で当該年金の受給に必要な要件を満たしている60歳以上の者は老齢厚生年金の繰上げ支給を請求することができます。
繰り上げ支給は繰り上げた月数×5%分が老齢厚生年金額から減算
繰り下げ支給は繰り下げた月数×7%分が老齢厚生年金に加算

繰り上げは老齢基礎年金の繰り上げと同時です。
繰り下げは老齢基礎年金の繰り下げとは別々です。

4. 適切 在職老齢年金とは、60歳以降在職しながら受ける老齢厚生年金のことです。賃金と年金額に応じて年金額の一部または全部が支給停止される場合があります。

60歳以上65歳未満の人(60歳代前半)

- 基本月額＋総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のとき
⇒支給停止額＝0円(全額支給)
- 基本月額＋総報酬月額相当額の合計額が28万円超のとき⇒一定額支給停止および全額停止

従って、答えは『3』です。

問題 7

離婚時における厚生年金の合意分割制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.合意分割の分割対象となるのは、離婚当事者の婚姻期間中の厚生年金保険の保険料納付記録(標準報酬月額・標準賞与額)である。
- 2.離婚の相手方から分割を受けた厚生年金保険の保険料納付記録(標準報酬月額・標準賞与額)に係る期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入される。
- 3.老齢厚生年金を減額される者の年金額は、分割請求があった日の属する月の翌月から改定される。
- 4.合意分割の請求は、原則として離婚成立の日の翌日から起算して2年を経過するまでの間にしなければならない。

【答え】

1. 適切 平成19年4月1日以後に離婚等をし、**婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を当事者間で分割することができる制度**です。
婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)があること、当事者双方の合意又は裁判手続により按分割合を定めたことが条件となります。
合意がまとまらない場合は、当事者の一方の求めにより、裁判所が按分割合を定めることができます。
2. 不適切 年金分割の効果は、厚生年金の報酬比例部分に限られ、**国民年金の老齢基礎年金の受給期間には算入されません**。
3. 適切 減額された老齢厚生年金を受けている場合は、**分割請求があった日の属する月の翌月から**年金額が変更(改定)されます。
4. 適切 合意分割の請求期限は原則、**離婚等をした日の翌日から起算して2年以内**を経過していないことが要件です。

従って、答えは『2』です。

問題 8

次のうち、確定拠出年金の個人型年金の加入対象者とならないものはどれか。

1. 国民年金の第3号被保険者
2. 国民年金の第1号被保険者で国民年金保険料の納付が免除されている者(障害等級1・2級に該当する障害年金の受給権者等を除く)
3. 勤務先が企業型年金を実施していない60歳未満の厚生年金保険の被保険者
4. 60歳未満の厚生年金保険の被保険者である私立学校教職員共済制度の長期加入者

【答え】

個人型確定拠出金は2017年の法改正により公務員・専業主婦まで拡大しました。加入対象者は公的年金の加入者(国民年金・厚生年金・共済組合等)の60歳未満の方で、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者が対象となりました。(改正前は自営業者と企業年金のない会社員だけでした)

法改正により、公務員・専業主婦まで拡大しました。

ただし、加入対象外として、「農業者年金」「国民年金第1号の年金保険料を未納、免除(全額・一部)、猶予者」は対象外です。

1、3、4はすべて表の個人型にあてはまります。

2は年金保険料納付を免除されていますので対象外です。

従って、答えは『2』です。

問題 9

住宅ローンの借換えを検討しているAさんが、仮に下記〈資料〉のとおり住宅ローンの借換えをした場合の総返済額(借換え費用を含む)に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる数値または語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、返済は年1回であるものとし、計算に当たっては下記〈係数〉を使用すること。また、記載のない条件については考慮しないものとする。

〈資料〉

[Aさんが現在返済中の住宅ローン]

- ・ 借入残高:1,000万円
- ・ 利率 :年2%の固定金利
- ・ 残存期間:10年
- ・ 返済方法:元利均等返済(ボーナス返済なし)

[Aさんが借換えを予定している住宅ローン]

- ・ 借入金額 :1,000万円
- ・ 利率 :年1%の固定金利
- ・ 返済期間 :10年
- ・ 返済方法 :元利均等返済(ボーナス返済なし)
- ・ 借換え費用:20万円

〈係数〉期間10年の各種係数

	資本回収係数	減債基金係数
1%	0.1056	0.0956
2%	0.1113	0.0913

現在返済中の住宅ローンの年間返済額は「1,000万円×(ア)」で求められ、借換え予定の住宅ローンの年間返済額は「1,000万円×(イ)」で求められる。従って、住宅ローンの借換えをした場合の総返済額(借換え費用を含む)は、完済までに(ウ)する。

1. (ア)0.0913 (イ)0.1056 (ウ)163万円増加
2. (ア)0.0913 (イ)0.0956 (ウ)63万円増
3. (ア)0.1113 (イ)0.1056 (ウ)37万円減少
4. (ア)0.1113 (イ)0.0956 (ウ)137万円減少

【答え】

各種係数に関する問題です。

借り換えずに現在のローンを継続した場合、1,000万円を借り入れ、10年間年利2.0%で元利均等返済するということは、**元金1,000万円を年利2.0%で複利運用しながら、毎年一定額を10年間取り崩す**、ということです。「**取崩し**」=**資本回収係数**を使用すると覚えましょう。

計算式は元金×資本回収係数＝毎年受け取る年金額(返済額)

よって、 $1,000\text{万円} \times 0.1113$ (10年・2%の資本回収係数) = 111.3万円
従って、10年間の総返済額 = $111.3\text{万円} \times 10\text{年} = \underline{1,113\text{万円}}$

借り換えた場合は、**元金1,000万円を年利1.0%で複利運用しながら、毎年一定額を10年間取り崩す**ということです。

$1,000\text{万円} \times 0.1056$ (期間10年で1%の資本回収係数) = 105.6万円

従って、10年間の総返済額 = $105.6\text{万円} \times 10\text{年} = \underline{1,056\text{万円}}$

10年間の返済軽減額 = $1,113\text{万円} - 1,056\text{万円} = 57\text{万円}$

ただし、借換えには**借換え費用20万円がかかります**ので、借換え費用を含む実際の返済軽減額は、 **$57\text{万円} - 20\text{万円} = 37\text{万円}$** です。借換え費用を差し引くことを忘れないでください。

従って、答えは『3』です。

問題 10

下記<資料>に基づき算出される物品販売業A社の財務比率に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示している。

<資料>

[A社の損益計算書] (単位:百万円)

売上高	500
売上原価	300
□□□	200
販売費及び一般管理費	150
□□□	50
営業外収益	10
営業外費用	5
□□□	55
特別利益	8
特別損失	3
税引前当期純利益	60
法人税・住民税及び事業税	15
当期純利益	45

[A社のデータ]

- ・ 自己資本100百万円
- ・ 総資産1,000百万円

1. A社の売上高営業利益率は10%である。
2. A社の売上高経常利益率は11%である。
3. A社の総資産当期純利益率は4.5%である。
4. A社の自己資本比率は20%である。

【答え】

以下の数式は必須ですのでしっかり覚えましょう

売上総利益(粗利益) 売上－売上原価

営業利益 売上総利益－(販売費＋一般管理費)

経常利益 本業以外の損益を含めた経常的な経営上の利益

税引前当期利益 通常の営業とは直接関係を持たない臨時的に発生した損益を加味した利益

当期利益(純利益) 税引前当期利益－(法人税＋住民税等)

売上高営業利益率(%)＝営業利益÷売上高×100

売上高経常利益率(%)＝経常利益÷売上高×100

総資産当期純利益率(%)＝当期純利益÷総資産×100

自己資本比率(%)＝自己資本／総資産×100

1. 適切 売上高営業利益率(%)＝営業利益÷売上高×100です。

A社の営業利益:500売上－300売上原価－150販売費、一般管理費＝営業利益は50

A社の売上高営業利益率:50営業利益÷500売上×100＝10%

2. 適切 売上高経常利益率(%)＝経常利益÷売上高×100です。

A社の経常利益:50営業利益＋10営業外収益－5営業外費用＝経常利益は55

A社の売上高経常利益率:55経常利益÷500売上×100＝11%

3. 適切 総資産当期純利益率＝ $\frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産}} \times 100$
A社の総資産当期純利益率＝ $\frac{45}{1,000} \times 100 = 4.5\%$

4. 不適切。[A社のデータ]より求めています。
自己資本比率(%)＝ $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産}} \times 100$
A社の自己資本比率＝ $\frac{100}{1,000} \times 100 = 10\%$

従って、答えは『4』です。

問題 11

生命保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約については考慮しないものとする。

1. 終身保険は、死亡保障が一生涯続き、保険期間の経過とともに解約返戻金が増加する。
2. 養老保険は、保険金の支払事由に該当せずに保険期間満了となった場合、死亡保険金と同額の満期保険金を受け取ることができる。
3. 外貨建て終身保険は、円換算支払特約を付加することにより、契約時の円建ての死亡保険金額が死亡保険金受取時にも円貨で保証される。
4. 収入保障保険の死亡保険金を年金形式で受け取る場合の受取総額は、一時金で受け取る場合の受取額よりも多くなる。

【答え】

1. 適切 終身保険は、**死亡保障が一生涯続き**、保険期間の経過とともに**解約返戻金が増加**していく貯蓄性の高い商品です。短期間で解約すると保険料総額を下回ることもあります。
2. 適切 養老保険は、被保険者が保険期間内に**死亡・高度障害となった場合に保険金が支払われます**。保険金の支払事由に該当しないまま**満期まで生存**していた場合には、死亡保険金と同額の**満期保険金を受け取ることができる生死混合保険**です。高度障害により保険金が支払われると契約は終了となります。
3. 不適切 円換算支払特約とは、外国通貨建の主契約に付加することにより、主契約における保険金等の支払に関して、**外国通貨を円に換算して取扱うことができるようにすることを目的**としたもので**為替リスクを排除するわけではありません**。契約時の円建ての死亡保険金額は、受取時に為替相場によっては死亡保険金額から増減することもあります。
4. 適切 収入保障保険の死亡保険金は、一定期間、遺族に年金形式で支払われますが、一時金で受け取りを選択することもできます。**年金形式の受取額は一時金で受け取る場合より受取総額が多くなります**。

従って、答えは『3』です。

問題 12

個人年金保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 確定年金では、年金受取開始日前に被保険者(=年金受取人)が死亡した場合、死亡給付金受取人が契約時に定められた死亡給付金を受け取ることができる。
2. 終身年金では、被保険者が同年齢で、基本年金額や保険料払込期間、年金受取開始年齢など契約内容が同一の場合、保険料は男性の方が女性よりも高くなる。
3. 変額個人年金保険では、積立金の特別勘定による運用成果によって、将来の年金額や解約返戻金額が変動する。
4. 外貨建て個人年金保険では、年金を円貨で受け取る場合、為替相場の変動によっては、年金受取総額が既払込保険料相当額を下回ることがある。

【答え】

1. 適切 確定年金とは、**被保険者の生死にかかわらず**、一定期間年金が支払われる保険です。被保険者が、**年金受取開始日前に死亡した場合**、死亡給付金受取人にそれまでの払込保険料相当額が**死亡給付金として支払われます**。
2. 不適切 終身年金は、**被保険者が生きている限り**年金が支払われる保険です。一般的に男性より女性の方が平均余命は長く、その分、受給期間が長くなるため、**保険料は女性の方が高くなります**。
3. 適切 変額個人年金保険は、保険料を**株式や債券の特別勘定で運用し、その運用実績によって年金額が変動する年金保険**です。通常、死亡保険金は最低保証されていますが、解約返戻金には最低保証はなく運用実績により、異なります。
4. 適切 外貨建て個人年金保険で年金を円貨で受け取る場合、受取時の為替が契約時よりも**円高**になっていれば、年金受取総額が既払込保険料相当額を**下回**ることがあり、**円安**であれば既払込保険料相当額を**上回**ることがあります。**為替相場により、受取総額は変動します**。

従って、答えは『2』です。

問題 13

総合福祉団体定期保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.総合福祉団体定期保険は、企業が保険料を負担し、原則として役員・従業員を被保険者とする1年更新の定期保険である。
- 2.契約の締結に際しては、被保険者になることについての加入予定者の同意および保険約款に基づく告知が必要である。
- 3.企業が負担した保険料は、その全額を損金の額に算入することができる。
- 4.災害総合保障特約は、交通事故などの不慮の事故による災害時に障害・入院給付金が支払われる特約であり、給付金の受取人は企業に限定されている。

【答え】

1. 適切 総合福祉団体定期保険とは、Aグループ保険といわれ、全役員・全従業員を被保険者とする**1年更新型の定期保険**で、**保険料は全額会社負担**で、全額損金算入できます。
2. 適切 加入には被保険者の同意・告知が必要です。医師の検診は不要です。
3. 適切 掛け捨ての保険ですので、その保険料の**全額を損金に算入**することができます。
4. 不適切 災害総合保障特約は、不慮の事故による災害時に障害・入院給付金が支払われる特約で、**受取人は企業または役員や従業員となり、企業に限定はされてはいません。**

従って、答えは『4』です。

問題 14

生命保険料控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.変額個人年金保険の保険料は、個人年金保険料控除の対象となる。
- 2.平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約に付加された傷害特約の保険料は、一般の生命保険料控除の対象となる。
- 3.平成23年12月31日以前に締結した定期保険特約付終身保険の定期保険特約部分を平成24年1月1日以後に更新した場合、生命保険料控除においては平成24年1月1日以後に新規に締結した保険契約と同様の取扱いとなる。
- 4.保険料の未払いにより自動振替貸付となった場合、それによって立て替えられた金額は、貸し付けられた年の生命保険料控除の対象とはならず、返済した年の生命保険料控除の対象となる。

【答え】

1. 不適切 変額個人年金保険の保険料は、一般生命保険料控除の対象になります。一般生命保険料控除には終身保険、定期保険、外貨建て生命保険、変額個人年金保険などです。個人年金保険料控除には終身年金、確定年金、夫婦年金などです。
2. 不適切 旧制度(平成23年12月31日以前)では一般生命保険料控除の対象でしたが、新制度では対象外となりました。一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象外です。身体の傷害のみに起因して保険金が支払われる特約の保険料は、生命保険料控除の対象外になります。
3. 適切 平成23年12月31日以前に締結した定期保険特約付終身保険の定期保険特約部分を平成24年1月1日以後に更新した場合、生命保険料控除においては平成24年1月1日以後に新規に締結した保険契約と同様の取扱いとなる。
4. 不適切 保険料の未払いにより自動振替貸付となった場合その時点で、保険の失効を防ぐため解約返戻金の範囲で保険会社が自動的に保険料を立て替えて支払います。この自動振替貸付制度により支払った保険料はその年の生命保険料控除の対象となります。

従って、答えは『3』です。

問題 15

生命保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。
なお、いずれも契約者(=保険料負担者)および保険金・給付金等の受取人は個人であるものとする。

1. 契約者と被保険者が同一人である医療保険において、被保険者が疾病のため入院治療をしたことにより受け取る入院給付金は、一時所得として課税対象となる。
2. 契約者と満期保険金受取人が同一人である保険期間10年の養老保険において、一時金で受け取る満期保険金は、一時所得として課税対象となる。
3. 契約者と死亡保険金受取人が同一人であり被保険者が異なる終身保険において、被保険者の死亡により一時金で受け取る死亡保険金は、一時所得として課税対象となる。
4. 一時払終身保険を契約から5年以内に解約して契約者が受け取る解約返戻金は、一時所得として課税対象となる。

【答え】

1. 不適切 個人が生命保険から受け取った**入院給付金は非課税**です。そのほか手術給付金、通院給付金、障害給付金、介護保険金、高度障害保険金などの**ケガや病気で受け取る給付金なども非課税**です。

2. 適切 契約者と**満期保険金受取人が同一人**であれば、一時所得として所得税・住民税の**課税対象になります**

契約者	被保険者	受取人	税金の種類
A	B	A	所得税(一時所得)
A	B	C	贈与税
A	A	法定相続人	相続税

3. 適切 契約者と**死亡保険金受取人が同一人**であれば、死亡保険金を一時金で受領した場合には、一時所得として所得税・住民税の**課税対象になります**。

4. 適切 支払い方法が**一時払い**の契約期間が5年以下の満期保険金や契約から**5年以内に解約した解約返戻金は金融商品とみなされ**、復興税込みの20.315%の源泉分離課税として**課税対象**です。

従って、答えは『1』です。

問題 16

契約者(=保険料負担者)を法人、被保険者を役員とする生命保険契約の経理処理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとし、いずれも保険料は毎月平準払いで支払われているものとする。

- 1.給付金受取人が法人である医療保険の入院給付金は、全額を雑収入として益金の額に算入する。
- 2.死亡保険金受取人が法人である終身保険を解約して受け取った解約返戻金は、全額を雑収入として益金の額に算入する。
- 3.死亡保険金受取人および満期保険金受取人が法人である養老保険の支払保険料は、全額が資産に計上される。
- 4.死亡保険金受取人が法人である長期平準定期保険においては、保険期間のうち所定の前払期間までは支払保険料の一部を資産に計上し、前払期間経過後は資産に計上された累積額をその期間の経過に応じ取り崩して損金の額に算入することができる。

【答え】

1. 適切 法人が**受け取った**保険金、給付金、解約返戻金は、**全額を雑収入として益金の額に算入**します。
2. 不適切 法人契約の終身保険で、貯蓄性のある保険として法人の支払った保険料は資産計上しますが、法人が受け取った**解約返戻金**は、保険料積立金との差額を**雑損失または雑収入として仕訳**します。
解約返戻金が多い場合は「雑収入」、少ない場合は「雑損失」となります。**全額が雑収入ではありません。**
3. 適切 法人契約の養老保険では、死亡保険金受取人および満期保険金受取人が**両方法人の場合には、支払保険料の全額を資産に計上**します。
死亡保険金受取人が遺族、満期保険金受取人が法人であれば、法人が支払った保険料の1/2を資産計上します。
4. 適切 長期平準定期保険の支払保険料は、保険期間の6割を経過するまでは支払保険料の1/2を資産計上し、残りを損金算入します。その後、支払い保険料全額を損金算入し、残期間で取崩し損金算入します。**前半期間と後半期間で経理処理が異なります。**

従って、答えは『2』です。

問題 17

傷害保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

1. 海外旅行傷害保険では、日本を出国してから帰国するまでの間に被った損害を補償の対象としており、国内移動中の損害は補償の対象とならない。
2. 家族傷害保険(家族型)において、保険期間中に誕生した記名被保険者本人の子は被保険者とはならない。
3. 普通傷害保険では、国内における事故等による損害を補償の対象としており、海外旅行中の事故等による損害は補償の対象とならない。
4. 国内旅行傷害保険では、細菌性食中毒やウイルス性食中毒による損害は補償の対象となる。

【答え】

1. 不適切 海外旅行傷害保険は、旅行のために**自宅を出て自宅に帰るまでの間**ケガや病気の治療を補償するものです。出国から帰国ではありませんので**国内移動中も対象**となります。
2. 不適切 家族傷害保険(家族型)の家族の範囲は、**契約時ではなく、保険事故発生で判断**しますので保険期間中に誕生した子も被保険者となります。
3. 不適切 普通傷害保険は、**国内外、業務中・業務外を問わず**、日常生活での事故等による損害を補償の対象とします。海外旅行中の事故等も補償の対象となります。
4. 適切 国内旅行傷害保険は、**細菌性食中毒やウイルス性食中毒による損害も特約なしで補償**されます。保険金の支払い対象外としては地震、噴火、津波による場合です。

従って、答えは『4』です。

問題 18

契約者(=保険料負担者)を個人とする損害保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 配偶者が不慮の事故で死亡したことにより契約者が受け取る家族傷害保険の死亡保険金は、相続税の課税対象となる。
2. 自宅が火災で焼失したことにより契約者が受け取る火災保険の保険金は、非課税となる。
3. 契約者が受け取る年金払積立傷害保険の年金は、雑所得として課税対象となる。
4. 契約者が一時金で受け取る積立普通傷害保険の満期返戻金は、一時所得として課税対象となる。

【答え】

1. 不適切 傷害保険の保険金は、死亡保険金を除いては非課税です。死亡保険金は生命保険と同じく課税対象となります。契約者(=保険料負担者)=受取人

契約者	被保険者	受取人	税金の種類
A	B	A	所得税(一時所得)
A	B	C	贈与税
A	A	法定相続人	相続税

2. 適切 資産の損失により支払われる保険金は、地震保険も含め、利益を得るものではないので、原則、非課税になります。
3. 適切 年金払積立傷害保険は、保険料を分割で一定期間払い込み、支払開始日以降に給付金を年金形式で受け取れる保険です。保険期間中は、ケガによる死亡や重度後遺障害が補償されます。受け取る年金は、雑所得として所得税・住民税の課税対象となります
4. 適切 契約者が一時金で受け取る積立普通傷害保険の満期返戻金や契約者配当金は、一時所得として所得税・住民税の課税対象となります。

従って、答えは『1』です。

問題 19

第三分野の保険や医療特約の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.先進医療特約の対象となる先進医療は、給付時点ではなく保険契約時点で厚生労働大臣により定められたものとされている。
- 2.特定疾病保障定期保険は、保険期間中、特定疾病保障保険金の支払事由が発生せずに、被保険者が死亡した場合、死亡保険金が支払われる。
- 3.ガン保険では、ガンによる入院により被保険者が受け取る入院給付金については、支払日数の上限はない。
- 4.医療保険では、人間ドックで異常が認められて医師の指示で治療を目的とする精密検査のために入院した場合、入院給付金が支払われる。

【答え】

1. 不適切 **先進医療特約は**、先進医療により治療を受けた場合に給付金が支払われます。療養を受けた時点で、承認されていれば対象となります。**契約時点で定められたものではありません。**
2. 適切 特定疾病保障定期保険は、生前に保険金を受け取らなかった場合は、**特定疾病以外でも同額**の所定の死亡・高度障害**保険金**が支払われます。
3. 適切 ガン保険は、保険対象はがんのみです。通常、入院給付金の**支払限度日数は無制限**となっていますので、**上限はありません。**
4. 適切 医療保険では、人間ドッグや健康診断のための検査入院は給付金の対象外ですが、**異常が認められて医師の指示で精密検査のための入院**などは治療を目的としますので、**入院給付金の対象**となります。

従って、答えは『1』です。

問題 20

損害保険を活用した事業活動のリスク管理に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

1. 製造業を営む事業者が、工場の機械が火災により滅失するリスクに備えて、機械保険を契約した。
2. 飲食店を営む事業者が、食中毒による休業により売上が減少するリスクに備えて、生産物賠償責任保険(PL保険)を契約した。
3. 設備工事業を営む事業者が、役員・従業員の業務中のケガによるリスクに備えて、普通傷害保険を契約した。
4. 建設業を営む事業者が、注文住宅の新築工事中に誤って隣家の財物を壊してしまうリスクに備えて、施設所有(管理)者賠償責任保険を契約した。

【答え】

1. 不適切 機械保険は、機械設備や機械装置の物理的原因による損害での修理費を補償する保険です。火災による損害は対象外です。
2. 不適切 生産物賠償責任保険(PL保険)は、製品の欠陥や食中毒を含む損害賠償事故の発生に対して補償する保険です。休業による売上減少をカバーするには利益減少を補償する店舗休業保険です。
3. 適切 普通傷害保険は、国内外、業務中・業務外を問わず、日常生活での事故等による損害を補償の対象としますので、業務中のケガによるリスクに備えられます。
4. 不適切 施設所有(管理)者賠償責任保険は、施設における業務上に生じた偶然の事故に対する損害賠償を補償する保険です。工事中に誤って隣家の財物を壊してしまうリスクに備えるには請負業者賠償責任保険です。作業中に通行人や他人の物壊した場合の対人・対物への損害賠償金を補償します。

従って、答えは『3』です。

問題 21

全国企業短期経済観測調査(日銀短観)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.調査の対象となる企業の業種は、製造業に限られ、非製造業は含まれない。
- 2.調査は毎月実施され、翌月に調査結果が公表される。
- 3.日銀短観で公表される「業況判断DI」は、景気動向指数の算出に使用される経済統計指標のうち、3ヵ月前の数値と比較して改善した指標の割合を表す。
- 4.日本銀行の金融政策が決定される際、「日銀短観」の調査結果は判断材料の一つとして利用されている。

【答え】

1. 不適切 日銀短観は、**業種別・規模別**に約1万社の企業経営者を対象とし。自社の経営環境(業績・雇用状況・設備投資など)について、アンケート調査をしています。したがって非製造業は含まれます。
2. 不適切 日銀短観の調査期間は**毎年3か月に一度**(3月・6月・9月・12月)調査対象企業に対してアンケート調査を実施し、翌月初めに調査結果を公表しています。毎月ではありません。
3. 不適切 日銀短観で公表される「業況判断DI」とは、業況が「良いと回答した割合」－「悪いと回答した割合」の数値をいいます。DIの数値は50が横ばいを表し、これを上回ると「景気が良い」、下回ると「景気が悪い」と感じる企業が多いことを示します。**景気の先行きを経営者はどう見ているかを調査するもので、過去3ヶ月との比較ではありません。過去3ヶ月と比較するのは「景気動向指数DI」です。**
4. 適切 日銀短観は、**発表機関は日本銀行です。「日銀短観」の調査結果は判断材料の一つとして利用されています。**

従って、答えは『4』です。

問題 22

投資信託に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 契約型投資信託は、運用会社と信託銀行等が信託契約を結ぶことにより組成される投資信託であり、会社型投資信託は、投資を目的とする法人を設立することによって組成される投資信託(投資法人)である。
2. 公募投資信託は、不特定多数の投資家に取得させることを目的とした投資信託であり、私募投資信託は、機関投資家などの特定または少数の投資家に取得させることを目的とした投資信託である。
3. 単位型投資信託は、投資信託が運用されている期間中いつでも購入できる投資信託であり、追加型投資信託は、当初募集期間にのみ購入できる投資信託である。
4. アクティブ型投資信託は、目標となるベンチマークを上回る運用成果を目指して運用される投資信託であり、パッシブ型投資信託は、目標となるベンチマークに連動する運用成果を目指して運用される投資信託である。

【答え】

1. 適切 投資信託は、その設立の仕方で「**会社型**」と「**契約型**」分けられます。
会社型とは投資を目的とする**法人を設立**することによって組成される投資信託(投資法人)をいいます。J-REIT(不動産投資法人)などがあります。
契約型とは**運用会社と信託銀行が信託契約**を結ぶことにより組成される投資信託です。一般的な投資信託にあたります。
2. 適切 **公募投資信託**は、不特定多数の**広く一般に投資家を募集**する投資信託で、**私募投資信託**は、2名以上50名未満の人を相手とする**私的な募集**によって投資家から資金を集めるものと、適格機関投資家と呼ばれる**専門的知識を持つ投資家を対象**とした投資信託です。
3. 不適切 **単位型投資信託**とは、**当初募集期間にのみ購入**できる投資信託です。設定された後は購入はできません。満期までの信託期間は短くなっています。**追加型投資信託**とは投資信託が運用されている**期間中いつでも購入**できる投資信託です。信託期間は無期限や長期となっています。
4. 適切 **アクティブ型投資信託**は、インデックス(**ベンチマーク**)を上回る**運用成果を目指**して運用されます。**パッシブ型投資信託**は、**ベンチマークに連動**するように設計されています。

従って、答えは『3』です。

問題 23

固定利付債券(個人向け国債を除く)の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.国内景気が好況で国内物価が継続的に上昇傾向にある局面では、債券価格は上昇する傾向がある。
- 2.市場金利の上昇は債券価格の上昇要因となり、市場金利の低下は債券価格の下落要因となる。
- 3.債券の発行体の財務状況の悪化や経営不振などにより、償還や利払い等が履行されない可能性が高まると、当該債券の市場価格は下落する傾向がある。
- 4.債券を償還日の直前に売却した場合には、売却価格が額面価格を下回ることはない。

【答え】

1. 不適切 国内景気が好調であれば、金融機関からの借入が多くなり、金利は上昇し債券価格は下落します。景気が不調であればその逆なります。**債券価格は金利が上昇すれば、価格は下がります。また、金利が下がれば債券価格は上昇します。**
2. 不適切 債券価格は、市場金利とはシーソーのような関係の動きをします。
金利が上昇⇒債券価格下落します。
金利が下落⇒債券価格は上昇します。
3. 適切 債券の発行体の財務状況の悪化や経営不振などによって、利払いや償還が**履行されない可能性**が高まると、**債券価格は下落**します。リスクには**価格変動・流動性・信用・途中償還・カントリー**などがあります。問題3. は信用リスクです。
4. 不適切 債券は償還時に額面金額を受けることも、償還前に時価で解約することも可能です。**償還前に売却**した場合は金利は常に変動していますので、**額面金額を下回ることもあります。**

従って、答えは『3』です。

問題 24

表面利率が0.5%、残存期間が3年の固定利付債券を額面100円当たり102円で購入し、償還された場合の最終利回りとして、正しいものはどれか。
なお、手数料、経過利子、税金等は考慮しないものとし、解答は表示単位
の小数点以下第3位を四捨五入するものとする。また、「▲」はマイナスを
意味するものとする。

1.▲1.47%

2.▲0.65%

3.▲0.16%

4. 0.49%

【答え】

最終利回りの計算式を使います。

既発債(すでに発行されている**債券＝100円**を**時価＝102円で購入**し、償還期限までに保有した場合の購入価格に対する収益率を求めます。**利率＝0.5%、残存期間 3年**

$$\text{最終利回り} = \frac{\text{償還価格100円} - \text{購入価格102円}}{\text{利率0.5\%} + \frac{\text{償還価格100円} - \text{購入価格102円}}{\text{残存期間 3年}}} \div \text{購入価格 102円}$$

$$\begin{aligned} &= \{0.5\% + (100 - 102) \div 3\} / 102 \\ &= 0.5 + (-0.666) \div 3 \div 102 \\ &= 0.1568 \text{ 小数点以下第3位を四捨五入} \\ &= \blacktriangle 0.16\% \end{aligned}$$

従って、答えは『3』です。

問題 25

株式投資の指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. PERは「株価÷1株当たり純利益」で計算される指標である。
2. PBRは「株価÷1株当たり純資産」で計算される指標である。
3. 配当利回りは「1株当たり年間配当金÷株価×100」で計算される指標である。
4. ROEは「当期純利益÷売上高×100」で計算される指標である。

【答え】

1. 適切 PER(株価収益率)は、株価が1株当たり純利益の何倍まで買われているかを図る指標です。
$$\text{PER} = \text{株価} \div \text{1株当たり純利益 (P/E)}$$
$$\text{1株当たり純利益} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{発行済株式総数}}$$
2. 適切 PBR(株価純資産倍率)は、株価が1株当たり純資産の何倍まで買われているかを図る指標です。
$$\text{PBR} = \text{株価} \div \text{1株当たり純資産 (P/B)}$$
3. 適切 配当利回りは、株価に対する年間配当金の割合を図る指標です。
$$\text{配当利回り (\%)} = \text{1株当たり年間配当金} \div \text{株価} \times 100$$
4. 不適切 ROE(自己資本利益率)は、純資産(自己資本) に対する当期純利益の割合を図る指標です。
$$\text{ROE} = \text{当期純利益} \div \text{純資産} \times 100$$

「 $\text{当期純利益} \div \text{売上高} \times 100$ 」は売上高純利益率を図る計算式です。

従って、答えは『4』です。

問題 26

個人(居住者)が国内の金融機関等を通じて行う外貨建て金融商品の取引等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 国外の証券取引所に上場している外国株式を国内店頭取引により売買するためには、あらかじめ外国証券取引口座を開設する必要がある。
2. 国内の証券取引所に上場している外国株式を国内委託取引により売買した場合の受渡日は、国内株式と同様に、売買の約定日から起算して4営業日目となる。
3. 外貨定期預金の預入時に満期日の円貨での受取額を確定させるために為替先物予約を締結した場合、満期時に生じた為替差益は外貨預金の利息とともに源泉分離課税の対象となる。
4. ユーロ建て債券を保有している場合、ユーロに対する円の為替レートが円高に変動することは、当該債券に係る円換算の投資利回りの上昇要因となる。

【答え】

1. 適切 海外の企業が発行する**外国株式を売買**するためには、**外国証券取引口座を開設**しなければなりません。
2. 適切 外国株式を国内委託取引により売買した場合の売買代金の**受渡日は、約定日から起算して4営業日目**です。国内の上場株式と同様です。

『法改正』

上場株式の引き渡し日が取引日から起算して 3 営業日目に短縮されます。

上場有価証券とは、上場している国債を除いた、株式、ETF(上場投資信託)、REIT(不動産投資信託)が取引の対象です。

2019 年 7 月 16 日以降の売買より適用されます。

改正前	上場株式の引き渡し日が取引日から起算して 4 営業日目
↓	↓↓↓
改正後	上場株式の引き渡し日が取引日から起算して 3 営業日目

3. 適切 為替予約とは、外貨定期預金の預入期間中に、満期日の受取外貨額を円貨に交換する際の為替レートを予約し、満期日の受取円貨額を確定することです。満期に生じた為替差益は外貨預金の利息とともに20.315%の源泉分離課税が適用されます。
4. 不適切 ユーロ建て債券等の外貨建て外債は、外貨に対する円の為替レートが円高になると為替差損が発生し、円換算の投資利回りは下落します。円安になると為替差益が発生し、円換算での投資利回りは上昇します。

従って、答えは『4』です。

問題 27

下記〈資料〉に基づくファンドAとファンドBの運用パフォーマンスの比較評価に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句または数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

〈資料〉ファンドAとファンドBの運用パフォーマンスに関する情報

ファンド名	実績収益率	実績収益率の標準偏差
ファンドA	8.0%	2.0%
ファンドB	6.0%	4.0%

無リスク金利を1.0%として、〈資料〉の数値によりファンドAのシャープレシオの値を算出すると(ア)となり、同様に算出したファンドBのシャープレシオの値は(イ)となる。シャープレシオの値が(ウ)ほど効率的な運用であったと判断される。

1. (ア) 3.50 (イ) 1.25 (ウ) 大きい
2. (ア) 3.50 (イ) 1.25 (ウ) 小さい
3. (ア) 4.00 (イ) 1.50 (ウ) 大きい
4. (ア) 4.00 (イ) 1.50 (ウ) 小さい

【答え】

シャープレシオとは、異なるポートフォリオの**パフォーマンスの評価**に使われます。異なる種類とは、株式のみの投資信託と株・債券との投資信託や株・債券・不動産などを組み合わせた投資信託などのことをいいます。

シャープレシオの値が大きいほど、投資信託の評価は高く、効率的な運用となります。

[シャープレシオ算式]

$$\text{ポートフォリオの収益率} - \text{無リスク資産利子率(預金金利)} \\ = \frac{\quad}{\text{標準偏差値}}$$

ファンドAのシャープレシオの値

$$\begin{aligned} &= \text{収益率} 8\% - \text{無リスク金利} 1\% \div \text{標準偏差} 2\% \\ &= 3.5\% \end{aligned}$$

ファンドBのシャープレシオの値

$$\begin{aligned} &= \text{収益率} 6\% - \text{無リスク金利} 1\% \div \text{標準偏差} 4\% \\ &= 1.25\% \end{aligned}$$

ファンドA $3.5\% >$ ファンドB 1.25%

ファンドAの方が効率的な運用です。

従って、答えは『1』です。

問題 28

アセットアロケーション等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.アセットアロケーションは、さまざまなリスクを低減しつつ安定したリターンを目指すために、投資資金を複数の資産クラス(国内外の株式、債券、不動産等)に配分することである。
- 2.現代ポートフォリオ理論の一般的な考え方によれば、運用の成果に与える影響は、資産クラスの配分比率よりも個別銘柄の選択や売買のタイミング等の方が大きいとされている。
- 3.運用期間を通して定められた資産クラスの金額の配分比率を維持する方法の一つとして、値上がりした資産クラスを売却し、値下がりした資産クラスを購入するリバランスという方法がある。
- 4.資産クラスの金額ではなくリスク量が同等になるように配分比率を決める運用においては、特定の資産クラスのボラティリティが上昇した場合、当該資産を売却する方法がある。

【答え】

1. 適切 アセットアロケーションとはどの資産をどのくらいの割合で投資するかという「**資産配分**」の意味で、分散投資による**リスク低減効果**を目的に、**複数の資産クラス**(国内外の株式、債券、不動産等)に**配分**することです。
2. 不適切 **ポートフォリオ運用**においては、個別銘柄の選択や売買のタイミングよりも、**資産クラスの配分比率**の方が運用成果を決める重要要因であるとされています。
3. 適切 複数の資産や証券に分散投資するポートフォリオ運用において、**資産の再配分をリバランス**といいます。購入当初より相場が変動することで、資産配分が変わっていきますので、**定期的にその資産配分の構成比率を当初の計画どおりに調整する方法の一つ**です。
4. 適切 ボラティリティとは、一般的に価格変動の度合いを示す用語で、「**ボラティリティが大きい＝リスク大**」ということは、価格変動が大きいことです。「**ボラティリティが小さい＝リスク小**」ということは、価格変動が小さいことです。リスク量が同等になるように配分比率を決める場合には**ボラティリティが上昇した場合当該資産を売却**する方法も考えられます。

従って、答えは『2』です。

問題 29

上場株式等の配当および譲渡に係る税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.上場株式等の配当所得(一定の大口株主等が受ける配当に係る所得を除く)について、確定申告をする場合、総合課税に代えて申告分離課税を選択することができる。
- 2.上場株式等の配当所得(一定の大口株主等が受ける配当に係る所得を除く)について、総合課税を選択する場合、上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算することができる。
- 3.上場株式等の譲渡損失の金額は、特定公社債等の利子等に係る利子所得と損益通算することができる。
- 4.損益通算してもなお控除しきれない上場株式等の譲渡損失の金額は、確定申告をすることにより、翌年以後3年間にわたって繰り越すことができる。

【答え】

1. 適切 配当所得とは、株式の配当金や投資信託の収益分配金で得られる所得です。上場株式等の配当所得については、総合課税によらず、申告分離課税を選択することができます。
20.315%が源泉徴収された後、**確定申告を行う場合、いずれかを納税者自身が選択できます。**
2. 不適切 総合課税とは、各種所得の金額を合計して所得税額を計算するというものです。**総合課税の対象とした配当所得**については、一定のものを除き配当控除の適用を受けることができますが、**上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算することはできません。**損益通算を行う場合には申告分離課税を選択する必要があります。
3. 適切 平成21年分以後の所得税の確定申告において、**上場株式等の譲渡損失の金額は、申告分離課税**を選択した確定申告については、上場株式等の配当等に係る**利子所得の金額**及び配当所得の金額から控除することができます。したがって**損益通算**できます。
4. 適切 損益通算してもなお**控除しきれない損失の金額**については、**翌年以後3年間**にわたり、**確定申告により**上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から**繰越控除**することができます

従って、答えは『2』です。

問題 30

金融商品の取引に係る各種法令に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、「金融商品の販売等に関する法律」を金融商品販売法といい、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」を犯罪収益移転防止法という。

- 1.金融商品取引法の適用対象には、金利スワップ取引や天候デリバティブ取引も含まれる。
- 2.金融商品販売法では、金融商品販売業者等が顧客に金融商品を販売するための勧誘をする際の勧誘方針の策定および公表は義務付けられていない。
- 3.消費者契約法では、事業者の一定の行為により、消費者が誤認・困惑した場合について、消費者契約の申込み・承諾の意思表示を取り消すことができる」とされている。
- 4.犯罪収益移転防止法では、銀行等の特定事業者が法人顧客と取引を行う場合、原則として、法人の実質的支配者および取引担当者双方の本人特定事項の確認が必要となる。

【答え】

1. 適切 金融商品取引法の適用対象には有価証券などだけでなく**スワップ取引やFX取引、天候デリバティブ**取引も含まれます。また、外貨建ての保険や外貨預金なども含まれます。
2. 不適切 金融商品販売法では、金融商品販売業者等に対して**金融商品の販売等に係る勧誘方針の策定**および法律により公表を**義務付けています**。「適合性の原則と説明義務」や「断定的判断の提供による勧誘の禁止」などがあります。
3. 適切 消費者契約法では、事業者が消費者に対し、**不利益になる事実を告知しなかった場合、断定的判断による勧誘した場合など不適切行為により、消費者が誤認・困惑した場合は、契約の申込を取り消すことができます。契約締結時から原則5年以内**となっています。
4. 適切 犯罪収益移転防止法は、**金融機関に対して顧客の本人確認を義務付ける法律です。個人でも法人でも必要です**。収益移転やテロ資金供与を防止することを目的としています。
本人確認が必要：口座開設時、10万円以上の送金
200万円以上の大口現金取引、
代理人の場合は顧客と代理人の本人確認。

従って、答えは『2』です。

問題 31

所得税の仕組みに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.課税総所得金額に対する所得税の税率は、課税総所得金額が大きくなるにつれて税率が高くなる超過累進税率である。
- 2.所得税では、課税対象となる所得を8種類に区分し、それぞれの所得の種類ごとに定められた計算方法により所得の金額を計算する。
- 3.所得税の納税義務者は、日本国内に住所を有する個人である居住者に限定されている。
- 4.所得税は、国や地方公共団体の会計年度と同様、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間を単位として課される。

【答え】

1. 適切 所得税の税率は、課税所得が高くなるにつれて税率が高くなる**超過累進課税方式**です。

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

2. 不適切 所得税では、所得を発生形態などに応じて**10種類に分け**、それぞれ種類ごとに所得金額を算出します。

＜国税庁 所得の種類と課税方法＞

種類		概要	課税方法
<u>事業所得</u> (営業等・農業)		商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	<u>総合</u>
		事業規模で行う、 株式等を譲渡 したことによる所得や 先物取引 に係る所得	<u>申告分離</u>
<u>不動産所得</u>		土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	<u>総合</u>
<u>利子所得</u>		国外で支払われる預金等の利子などの所得	<u>総合</u>
		特定公社債の利子 などの所得 <u>確定申告不要制度</u> があります。	<u>申告分離</u>
		預貯金の利子 などの所得	<u>源泉分離</u>
<u>配当所得</u>		法人から受ける剰余金の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得 ※申告分離課税を選択したものを除く。 <u>確定申告不要制度</u> があります。	<u>総合</u>
		上場株式等に係る配当等、公募株式等証券投資信託の収益の分配などで 申告分離課税を選択 したものの所得 <u>確定申告不要制度</u> があります。	<u>申告分離</u>
		特定目的信託(私募のものに限ります。)の社債的受益権の 収益の分配 などの所得	<u>源泉分離</u>
<u>給与所得</u>		俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	<u>総合</u>
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、恩給、一定の外国年金などの所得	
	その他	原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得	

		業(事業規模を除く。)として行う、 株式等を譲渡 したことによる所得や 先物取引 に係る所得	<u>申告分離</u>
<u>譲渡所得</u>		ゴルフ会員権や 金地金 、機械などを譲渡したことによる所得	<u>総合</u>
		土地や建物、借地権、株式等を譲渡 したことによる所得 ※ 株式等の譲渡については事業所得、雑所得となるものを除く	<u>申告分離</u>
<u>一時所得</u>		生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	<u>総合</u>
		保険・共済期間が 5年以下 の一定の 一時払養老保険 や 一時払損害保険 の所得など	<u>源泉分離</u>
山林所得		所有期間が5年を超える山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	<u>申告分離</u>
退職所得		退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	

3. 不適切 **所得税の納税義務者**は所得を得た個人であり、国籍は問われません。区分としては**居住者と非居住者**に分けられますので、居住者には限定されていません。

- ・**居住者は永住者**(非永住者以外の居住者)と**非永住者**(日本国籍がなく過去10年のうち、住所または居所を有している期間が5年以下の個人)です。

- ・**非居住者**は居住者以外で**国内に住所がなく、1年以上居所のない個人**をいいます。

4. 不適切 所得税は、**1月1日から12月31日まで**に得た所得(総収入金額から必要経費を引いた金額)に対して課税されます。

従って、答えは『1』です。

問題 32

次のうち、所得税の計算において分離課税の対象となるものはどれか。

- 1.不動産の貸付けにより賃貸人が受け取った家賃に係る所得
- 2.会社員が定年退職により会社から受け取った退職一時金に係る所得
- 3.契約者(=保険料負担者)が生命保険契約に基づき受け取った死亡保険金に係る所得
- 4.年金受給者が受け取った老齢基礎年金に係る所得

【答え】

1. 不適切 **不動産**所得は**総合課税**です。
2. 適切 **退職**所得は**分離課税**の対象です。
3. 不適切 **生命保険の一時金**ですので、**一時所得**となり**総合課税**です。
4. 不適切 **公的年金等**ですので**雑所得**となり**総合課税**です。

問31＜国税庁 所得の種類と課税方法＞を参照ください。

総合課税 原則としてすべての所得を合算した総所得額に課税する方法です。

事業・不動産・給与・利子・配当・一時
・譲渡(土地、建物、上場株式等を除く)
・雑所得

分離課税 他の所得と分離して所得を計算し、課税する方法です。(申告分離課税)

所得があった時点で税金が引かれ、課税関係が完了する方法です。(源泉徴収課税)

山林・退職・譲渡(土地、建物、上場株式等)
・雑所得(先物・FX)

従って、答えは『2』です。

問題 33

所得税における各種所得に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 給与所得の金額は、原則として、収入金額からその収入金額に応じて計算される給与所得控除額を控除して計算される。
 2. 定年退職時に退職手当として一時金を受け取ったことによる所得は、退職所得である。
 3. 一時所得の金額は、「一時所得に係る総収入金額-その収入を得るために支出した金額の合計額」の算式により計算される。
 4. 専業主婦が金地金を売却したことによる所得は、譲渡所得である。
4. 適切 専業主婦個人が**金地金**を売却したことによる所得は、**譲渡所得**になります。なお、事業としての 目的では事業所得または雑所得になります。

【答え】

1. 適切 **給与所得の金額＝給与収入金額－給与所得控除額**

＜平成29年分～平成30年分 給与所得控除額＞

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払 金額)	給与所得控除額
1,800,000 円以下	収入金額×40％ 650,000 円に満たない場合には 650,000 円
1,800,000 円 3,600,000 円以下 超	収入金額×30％+180,000 円
3,600,000 円 6,600,000 円以下 超	収入金額×20％+540,000 円
6,600,000 円 10,000,000 円以下 超	収入金額×10％+1,200,000 円
10,000,000 円超	2,200,000 円(上限)

2.適切 定年退職時に受け取る退職一時金は、退職所得
です。

3.不適切 一時所得＝総収入金額－収入を得るために支出
した金額－**特別控除額50万円**
特別控除額50万円が差し引かれます。

4.適切 専業主婦個人が**金地金**を売却したことによる所得
は、**譲渡所得**になります。なお、事業としての 目的では
事業所得または雑所得になります。

従って、答えは『3』です。

問題 34

Aさんの平成30年分の所得の金額が下記のとおりであった場合の所得税における総所得金額として、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとし、▲が付された所得の金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。

・給与所得の金額 : 900万円

・不動産所得の金額: ▲20万円

アパートの貸付けにより生じた損失である(不動産所得に係る土地等の取得に要した負債の利子はない)。

・譲渡所得の金額 : ▲150万円

別荘の譲渡により生じた損失である。

1. 730万円

2. 750万円

3. 880万円

4. 900万円

【答え】

不動産所得の金額▲20万円には不動産所得に係る土地等の取得に要した**負債の利子はない**とのことですので、**全額損益通算の対象**です。(負債の利子は損益通算不可)

譲渡所得の金額▲150万円は分離課税(申告分離)ですので総所得金額には含めません。

保養の目的で所有する別荘などの不動産に係る譲渡損失の**損益通算はできません**。

従って、総所得金額は給与所得と不動産所得を損益通算した金額になります。

給与所得900万円＋**不動産所得▲20万円**＝880万円

※損益通算の**対象となる所得**

不動産・事業・山林・譲渡

※損失があっても**損益通算外の所得**

配当・一時・雑所得

生活に必要なない資産(別荘など)、不動産所得の損失のうち、**土地取得**のための負債利子(建物は損益通算可)、
など。

従って、答えは『3』です。

問題 35

所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者の合計所得金額の多寡にかかわらず、その納税者は配偶者控除の適用を受けることはできない。
2. 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の者をいう。
3. 配偶者特別控除の控除額は、控除を受ける納税者の合計所得金額および配偶者の合計所得金額に応じて異なる。
4. 婚姻の届出を提出していない場合であっても、健康保険の被扶養者となっていて内縁関係にあると認められる者は、配偶者控除の対象となる。

【答え】

1. 適切 配偶者控除とは納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられるものです。納税者の合計所得が**1,000万円以上では配偶者控除は受けられません。(給与所得のみの場合は1,220万円以上)**

<配偶者控除額の金額(平成30年4月1日現在法令等)>

控除を受ける納税者本人の合計所得金額	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円

2. 適切 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、**その年12月31日現在の年齢が70歳以上の人**をいいます。

3. 適切 配偶者特別控除額は、控除を受ける**納税者本人のその年における合計所得金額及び配偶者の合計所得金額**に応じて異なります。

<配偶者特別控除の控除額>

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者の合計所得金額	38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
	85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

4. 不適切 **配偶者控除の対象**の配偶者は、**戸籍上の配偶者**である必要があります、内縁関係の者は含まれません。

従って、答えは『4』です。

問題 36

所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載されたもの以外の要件はすべて満たしているものとする。

- 1.中古住宅を取得した場合でも、取得した日以前一定期間内に建築されたもの、または一定の耐震基準に適合するものは、住宅ローン控除の適用を受けることができる。
- 2.住宅ローン控除の適用を受けていた者が、転勤等のやむを得ない事由により転居したため、取得した住宅を居住の用に供しなくなった場合、翌年以降に再び当該住宅を居住の用に供すれば、原則として再入居した年以降の控除期間内については住宅ローン控除の適用を受けることができる。
- 3.住宅ローン控除の適用を受けていた者が、住宅ローンの一部繰上げ返済を行い、住宅ローンの償還期間が当初の借入れの日から10年未満となった場合であっても、残りの控除期間について、住宅ローン控除の適用を受けることができる。
- 4.住宅ローン控除の適用を受ける最初の年分は、必要事項を記載した確定申告書に一定の書類を添付し、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

【答え】

- 1.適切 住宅ローン控除は、一定要件の住宅を取得、増改築をした場合は所得税の税額免除を受けられます。**中古住宅では、建築後20年(耐火建築物は25年)以内、また安全上必要な耐震基準**に適合していれば適用を受けることができます。
- 2.適切 転勤等の事情により転居して住宅ローン控除の対象となっている住宅に住まなくなった場合でも、**適用期間内に再入居すれば**残りの期間については適用を受けることができます。
- 3.不適切 住宅ローンの繰上げ返済によって、住宅ローンの**償還期間(返済期間)**が当初の借入れの日から**10年未満**になった場合には、**残りの控除期間は住宅ローン控除の適用を受けることはできません。**
- 4.適切 住宅ローンの適用を受けるには、**初年度には必ず確定申告**をする必要があります。次年度からは**年末調整**で対応できます。

従って、答えは『3』です。

問題 37

法人税の仕組みに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.法人税の納税地は、原則として、その法人の本店または主たる事務所の所在地である。
- 2.期末資本金の額等が1億円以下の一定の中小法人に対する法人税の税率は、所得金額のうち年800 万円以下の部分については軽減税率が適用される。
- 3.法人税の確定申告書は、原則として各事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 4.新たに設立された株式会社が、その設立事業年度から青色申告の適用を受けるためには、設立の日以後2ヵ月以内に「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。

【答え】

1. 適切 法人税の納税地は、内国法人では**法人の本店または主たる事業所の所在地**になります。外国法人の場合は国内の支店の所在地となります。
2. 適切 期末**資本金1億円以下**の中小法人は、**年800万円以下の所得金額の部分**について法人税率が19%から**15%に軽減**されています。2019年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。
3. 適切 法人税の確定申告書は、原則として**事業年度終了の翌日から2ヵ月以内**に、財務諸表を添付し、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
4. 不適切 新たに設立された株式会社が青色申告の適用を受けようとする場合は**設立以後3ヵ月を経過した日と第1期目事業年度終了日のいずれか早い日の前日**までに「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受ける必要があります。

従って、答えは『4』です。

問題 38

法人税における交際費等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.得意先への接待のために支出した飲食費が参加者1人当たり1万円以下である場合、交際費等に該当しない。
- 2.専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用は、交際費等に該当しない。
- 3.カレンダー、手帳等を得意先等に配るために通常要する費用は、交際費等に該当しない。
- 4.期末資本金の額等が1億円以下の一定の中小法人が支出した交際費等のうち、年800万円までの金額は、損金の額に算入することができる。

【答え】

1. 不適切 法人税における交際費に含まれない費用としては、1人あたり5,000円以下の飲食費があります。1万円以下ではありません。5,000円以下は会議費として処理します。
2. 適切 従業員全員の慰安のために行われる運動会や新忘年会・社内旅行などは交際費等ではなく、福利厚生費となります。
3. 適切 カレンダー・手帳などを得意先等に配るために通常要する費用は広告宣伝のためとなり、交際費等ではなく、広告宣伝費となります。
4. 適切 期末資本金の額等が1億円以下の中小法人は、交際費のうち、飲食費の50%または年800万円以下の全額を選択し、損金の額に算入することができます。

従って、答えは『1』です。

問題 39

消費税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.簡易課税制度の適用を受けた事業者は、課税売上高に従業員数に応じて定められたみなし仕入率を乗じて仕入に係る消費税額を計算する。
- 2.特定期間(原則として前事業年度の前半6ヵ月間)の給与等支払額の合計額および課税売上高がいずれも1,000万円を超える法人は、消費税の免税事業者となることができない。
- 3.「消費税課税事業者選択届出書」を提出して消費税の課税事業者となった法人は、事業を廃止した場合を除き、原則として3年間は消費税の免税事業者となることができない。
- 4.消費税の課税事業者である個人事業者は、原則として、消費税の確定申告書をその年の翌年3月15 日までに納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

【答え】

1. 不適切 消費税の簡易課税制度は、基準期間の課税売上高5,000万円以下の中小事業者は業種別に応じた一定のみなし仕入れ率により、消費税額を計算します。従業員数ではなく業種別に設定されています。
2. 適切 特定期間(法人は前事業年度の前半6ヵ月)の課税売上高が1,000万円を超える法人は免税事業者となることはできません。課税売上高・支払給与総額のどちらかが1,000万円以下であれば消費税は免除されます。
3. 不適切 「消費税課税事業者選択届出書」を提出して消費税の課税事業者となった法人は、事業を廃止する場合を除き、原則として2年間は免税事業者に戻れません。
4. 不適切 消費税の課税事業者である個人事業者は課税期間翌年1月1日から3月31日までに確定申告と納税を行います。法人は課税期間の終了の日の翌日から2ヵ月以内に確定申告と納税を行います。

従って、答えは『2』です。

問題 40

会社と役員間の取引に係る所得税・法人税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合には、原則として、通常の賃貸料相当額が、その役員の給与所得の収入金額になる。
2. 会社が役員に対して定期同額給与を支給した場合には、不相当に高額な部分の金額など一定のものを除き、その会社の所得金額の計算上損金の額に算入される。
3. 役員が会社に対して無利息で金銭の貸付けを行った場合には、原則として、通常収受すべき利息に相当する金額が、その役員の雑所得の収入金額になる。
4. 会社が役員の所有する土地を適正な時価よりも低い価額で取得した場合には、その適正な時価と実際に支払った対価との差額が、その会社の所得金額の計算上益金の額に算入される。

【答え】

1. 適切 会社が役員に無償で貸付をした場合は、役員に対して適正な賃料相当額を経済的利益として与えたものとみなされ、役員給与として所得税・住民税が課税されます。
2. 適切 定額同額給与とは、**役員に毎月同じ額の給与**を払うことで、不相当に高額な部分の金額など一定のものを除き、**損金の額に算入**することができます。
3. 不適切 役員が会社に対して**無利息で金銭の貸付け**を行った場合、会社としての経理処理は不要です。役員の取り扱いでは課税関係はないものとします。**会社と役員に課税関係は生じません**。利息の授受がある場合は雑所得となります。
4. 適切 役員が所有する土地を**会社に低額で譲渡した場合**、会社側は、**時価と譲渡価額の差額を受贈益として益金に算入**されます。なお、役員側は譲渡額が時価の1/2未満の場合は時価額が譲渡収入となり、1/2以上の場合は譲渡価額が収入となります。

従って、答えは『3』です。

問題 41

不動産の登記や調査に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.公図は、登記所に備え付けられており、一般に、対象とする土地の位置関係等を確認する資料として利用されている。
- 2.不動産の登記記録の権利関係が真実であると信じて取引した者は、その登記記録の権利関係が真実と異なっても法的な保護を受けることができる。
- 3.不動産の抵当権設定登記をした場合、当該不動産の登記記録の権利部甲区に、債権額や抵当権者の氏名または名称などが記載される。
- 4.登記事項証明書の交付請求および受領は、インターネットを利用してオンラインで行うことができる。

【答え】

1. 適切 公図は登記所に備えられており、「地図に準ずる図面」として土地の地番が表示され、**対象とする土地の位置や形状を表す資料です**。現状と大きくことなることもあります。
2. 不適切 **登記には公信力がない**ので、登記記録を真実であると信じて取引した場合に、事実と異なる権利関係が公示されていても法的な保護は受けられません。
3. 不適切 不動産の登記事項は表題部と権利部があり、権利部には甲区と乙区に分かれています。**権利部甲区には所有権**が表記され、**乙区には所有権以外の抵当権、地上権、借地権**などが記録されています。したがって、債権額や抵当権に関する事柄は権利部乙区に記録されています。
4. 不適切 登記事項証明書の**交付請求はインターネット**を利用してオンラインでできますが、**書面の受領(受取)は、登記所**において受け取ります。

従って、答えは『1』です。

問題 42

不動産の売買契約に係る民法の規定に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

1. 買主に債務の履行遅滞が生じた場合、売主は、履行の催告をすることなく直ちに契約を解除することができる。
2. 売買の目的物に隠れた瑕疵があり、買主が売主の瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求をする場合、買主は、その請求を売買契約締結時から5年以内にしなければならない。
3. 未成年者が法定代理人の同意を得ないで不動産の売買契約を締結した場合、自らを成年者であると信じさせるため詐術を用いたときは、その売買契約を取り消すことができない。
4. 買主が売主に解約手付を交付した場合、買主が売買代金を支払った後であっても、売主は、受領した代金を返還し、手付金の倍額を償還することにより、契約の解除をすることができる。

【答え】

1. 不適切 買主に債務の履行遅滞が生じた場合は、**債務不履行**となりますが、**履行が不可能**である場合は**直ちに契約を解除**できますが、**履行遅滞**が生じた場合、買主は期間を決めて**履行の催促**をし、期間内に履行されない場合は**その後契約解除**することとなります。
2. 不適切 売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合、売主はその瑕疵について過失があったかどうかは関係なく瑕疵担保責任を負います(**無過失責任**)。買主は**瑕疵を知った日から1年以内**であれば**契約解除、損害賠償の請求**ができます。
3. 適切 未成年者が法定代理人の同意を得ないで不動産の売買契約を締結した場合、法定代理人は売買契約を取り消すことができますが、嘘をつくなど詐術を用いたときは、取り消すことができません。
4. 不適切 買主が売主に解約手付を交付した場合、**相手方が契約の履行に着手するまでは**、買主は手付金の放棄、売主は手付金の倍額を買主に払うことで、契約を**解除**することができます。**買主が代金を支払ったということは履行を着手したことになりますので、契約解除はできません。**

従って、答えは『3』です。

問題 43

借地借家法の規定に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。
なお、本問においては、同法第22条から第24条の定期借地権等以外の借地権を普通借地権という。

1. 普通借地権の設定当初の存続期間は、契約で期間の定めがない場合、建物の構造による区別なく一律20年とされる。
2. 普通借地権の存続期間が満了する場合において、借地権者が契約の更新を請求したときは、借地上に建物がある場合に限り、借地権設定者が遅滞なく異議を述べたときを除いて、従前の契約と同一の条件(更新後の期間を除く)で契約を更新したものとみなす。
3. 事業用定期借地権等の設定を目的とする契約は、書面によって行わなければならないが、公正証書による必要はない。
4. 建物譲渡特約付借地権では、借地権を消滅させるため、借地権設定後20年以上を経過した日に、借地上の建物を借地権設定者に相当の対価で譲渡する旨を定めることができる。

【答え】

1. 不適切 普通借地権の存続期間は、通常**30年以上**です。**契約で期間の定めがない場合**や30年未満で期間を定めた場合も**存続期間は30年**とされます。
2. 適切 普通借地権の存続期間が満了した場合、借地権者が契約の更新を請求したときは、**借地上に建物がある場合**、借地権設定者が遅滞なく意義を述べたときを除いて、**同一条件で契約更新ができます**。建物がない場合は更新できません。
3. 不適切 **事業用定期借地権**等の設定を目的とする契約は、必ず**公正証書が必要**です。一般定期借地権では書面でもよいとされています。
4. 不適切 **建物譲渡特約付借地権**の存続期間は30年以上です。契約の更新はなく、契約終了後は**借地上の建物を借地権設定者(地主)に相当の対価で譲渡**し、土地を返還します。

従って、答えは『2』です。

問題 44

都市計画法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.市街化区域は、すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされている。
- 2.市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、原則として、都道府県知事等の許可を受けなければ建築物を建築することができない。
- 3.開発行為とは、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- 4.市街化区域における開発行為については、その規模にかかわらず、都道府県知事等の許可が必要である。

【答え】

1. 適切 **市街化区域**とは、すでに市街地となっている区域やおおむね**10年以内**に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。
2. 適切 **市街化調整区域**とは、市街地になるのを抑制する区域で、都市計画区域の市街地調整区域での**開発行為には都道府県知事の開発許可が必要**です。
3. 適切 **開発行為**とは、建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で、**土地の区画形質の変更（土地を整理、造成）**をいいます。
4. 不適切 **市街化区域内での開発行為は、1,000㎡以上の規模では都道府県知事等の許可が必要です。**
3大都市圏の市街地は500㎡以上は許可が必要です

従って、答えは『4』です。

問題 45

都市計画区域および準都市計画区域内における建築基準法上の規制に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか

1. 第一種低層住居専用地域内においては、原則として、建築物の高さは10mまたは12mのうち、都市計画において定められた限度を超えてはならない。
2. 第一種低層住居専用地域内の建築物については、北側斜線制限(北側高さ制限)が適用される。
3. 都市計画区域内の建築物は、すべての用途地域において、隣地境界線までの水平距離に応じた高さ制限(隣地斜線制限)が適用される。
4. 建築物の敷地が異なる2つの用途地域にわたる場合においては、その敷地の全部について、敷地の過半の属する用途地域の建築物の用途に関する規定が適用される。

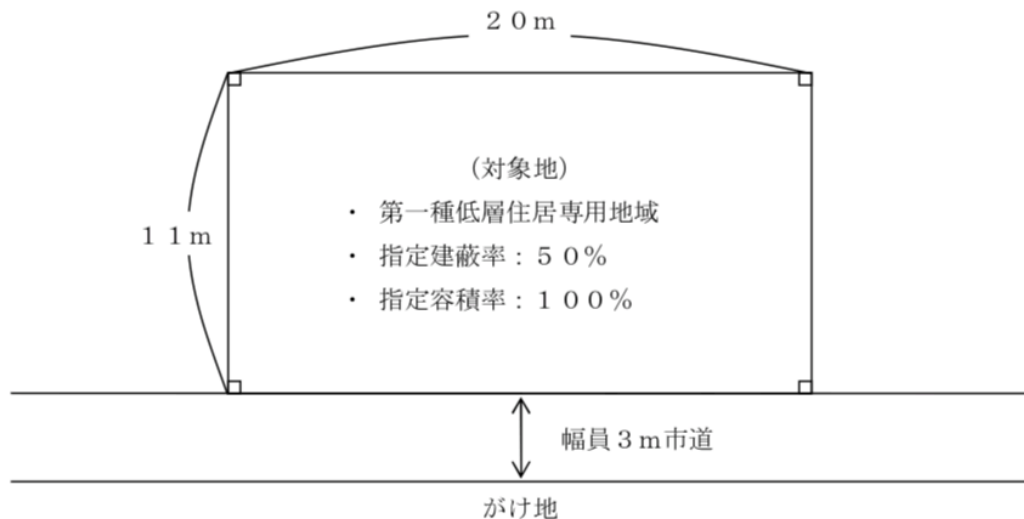
【答え】

1. 適切 **用途地域**とは都市計画で都市を住宅地、商業地、工業地など、それぞれに合った環境、効率的な活動を行えるよう**13種類に区分された地域**です。
建築基準法によって、建ぺい率、容積率、高さの制限などの規制があります。
 第一種低層住居専用地域については、建築物の**高さは10mまたは12m**のうち、都市計画で定められた高さを超えてはいけないという制限があります。第二種低層住居専用地域・田園住居地域を含む3つの用途地域に適用されています。
2. 適切 **第一種低層**住居専用地域については、北側にある建物の**日照を確保するため、建物の高さ制限**のことを北側斜線制限といいます。第一種・第二種低層住居専用地域・田園住居地域・第一種・第二種中高層住居専用地域の**5つの用途地域で適用**されます。
3. 不適切 隣地境界線までの水平距離に応じた高さ制限(**隣地斜線制限**)は、**第一種・第二種低層住居専用地域及び田園住居地域除く**すべての用途地域に適用されます。
4. 適切 建築物の**敷地が異なる2つの用途地域**にわたる場合、**敷地の過半の属する用途地域**の建築物の用途に関する規定適用されます。

従って、答えは『3』です。

問題 46

建築基準法に基づいて下記の土地に住宅を建築する場合、建物の延べ面積の限度として、正しいものはどれか。なお、前面道路は、同法第42条第2項により特定行政庁の指定を受けた道路であるものとし、記載のない条件については考慮しないものとする。



* 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内ではない。

* 前面道路の対象地の反対側はがけ地であり、その方向には後退できない。

1. 220m^2
2. 210m^2
3. 200m^2
4. 100m^2

【答え】

建物の延べ面積を求める場合、前面道路の幅員による容積率の制限があります。

また、**道路とは幅員4m以上**をいいます。本問では**幅員が3m**ですが、特定行政庁の指定を受けた**道路である**ものとされています。この道路を2項道路といいます。この場合は道路の中心線から2mずつ両側の敷地の方に後退(**セットバック**)した線が道路と敷地の境界線となりますが、本問では片側は「がけ地」となっていますので、**がけ地側から4m(セットバックは1m)のところが境界線**となります。したがって**幅員は4m**となります。なお、延床面積は11m⇒10m(1mセットバック)×20mとなります。

敷地が接する前面道路の**幅員が12m未満**である場合は、**指定容積率と用途地域に応じて求められる制限の厳しい容積率の少ない方**で計算します。(幅員12m以上は指定容積率)

用途に応じて求められる容積率の計算は

住居系用途地域では前面道路の幅員×**4/10**,

住居系用途地域以外では前面道路の幅員×**6/10**を乗じます。

セットバックにより3m+1mで**幅員4m**(12m未満)、
指定容積率100%、対象地は住居の容積率を計算します。

$4\text{m} \times 4/10 \times 100 = 160\% > \text{指定容積率} 100\%$

指定容積率の方が少ない(厳しい)方100%を使用します。

延床面積の限度は $10\text{m} \times 20\text{m} \times 100\% = 200\text{m}^2$

従って、答えは『3』です。

問題 47

建物の区分所有等に関する法律に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.共用部分に対する各区分所有者の共有持分は、各共有者が有する専有部分の床面積の割合によるものとされ、規約で別段の定めをすることはできない。
- 2.規約の設定、変更または廃止は、区分所有者および議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議によってすることができる。
- 3.区分所有者以外の専有部分の占有者は、建物またはその敷地もしくは附属施設の使用方法について、区分所有者が規約または集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。
- 4.区分所有建物の建替えは、集会において、区分所有者および議決権の各5分の4以上の多数により、その旨の決議をすることができる。

【答え】

1. 不適切 区分所有建物には専有部分と共有部分からなっています。**共用部分の持分**は、各共有者が有する専有部分の床面積の割合によります。ただし、**規約で別段の定めをすることが**できます。
2. 適切 **規約の設定、変更または廃止**は、区分所有者および議決権の**4分の3以上の賛成**によって集会で決議することができます。
3. 適切 区分所有者以外の専有部分の占有者とは、賃貸人やその家族のことですが、区分所有者と同じく建物や敷地・付属施設の使用方法については、同一の義務を負います。
4. 適切 **建替え**は、集会で区分所有者および**議決権の5分の4以上の賛成**により決定します。

従って、答えは『1』です。

問題 48

不動産に係る固定資産税および都市計画税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.土地および家屋に係る固定資産税の標準税率は1.4%と定められているが、各市町村は条例によってこれと異なる税率を定めることができる。
- 2.地方税法において、固定資産税における小規模住宅用地(住宅用地で住宅1戸当たり200㎡以下の部分)の課税標準については、課税標準となるべき価格の6分の1の額とする特例がある
- 3.地方税法において、所定の要件を満たす新築住宅に係る固定資産税は、1戸当たり120㎡以下の床面積に相当する部分の税額について、一定期間にわたり5分の1に軽減される特例がある。
- 4.都市計画税は、都市計画区域のうち、原則として、市街化区域内に所在する土地または家屋の所有者に対して課される

【答え】

1. 適切 固定資産税の標準税率は1.4%と定められていますが、各市町村は条例により変更できます。
2. 適切 固定資産税における小規模住宅用地(住宅用地で住宅1戸当たり200m²以下の部分)の課税標準については課税標準である固定資産税評価額の6分の1に軽減される特例があります。
固定資産税評価額×1/6×1.4%
3. 不適切 所定の要件を満たす新築住宅(戸建て)に係る固定資産税は1戸当たり120m²以下の床面積に相当する部分の税額は、3年間または5年間(認定長期優良住宅)、固定資産税額が2分の1に軽減されます。
4. 適切 都市計画税は、1月1日現在の都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に対して市町村が課税する地方税です。税率は0.3%を上限とします。

従って、答えは『3』です。

問題 49

宅地である土地を個人が譲渡した場合の譲渡所得に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.土地の譲渡所得の金額の計算上、取得費が不明な場合には、譲渡収入金額の5%相当額を取得費とすることができる。
- 2.土地を譲渡する際に直接要した仲介手数料は、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用に含まれる。
- 3.他者から購入した土地の取得の日は、原則としてその土地の引渡しを受けた日であるが、当該売買契約の効力が発生した日とすることもできる。
- 4.土地の譲渡所得のうち、その土地を譲渡した日の属する年の1月1日における所有期間が10年以下のものについては短期譲渡所得に区分される。

【答え】

1. 適切 土地・建物の譲渡所得の金額の計算上、取得費が不明な場合、また実際の取得費が譲渡収入金額の5%相当額を下回る場合は概算取得費として譲渡収入金額の5%相当額を取得費とすることができます。
2. 適切 譲渡費用とは、仲介手数料・印紙税・立退料や建物の取壊し費用、売却のための広告費などをいいます。したがって仲介手数料は譲渡費用に含めることができます。
3. 適切 不動産(土地・建物)の取得日は原則として資産の引渡しの日になりますが、契約の効力発生の日を不動産の取得日とすることも可能です。
4. 不適切 不動産の譲渡所得は、譲渡した年の1月1日現在で判定し、長期譲渡所得と短期譲渡所得に分かれ、税率も異なります。所有期間5年超を長期(税率20%)、5年以下を短期(税率39%)です。したがって10年以下は長期となります。
※税率には復興税は含まない数値です。

従って、答えは『4』です。

問題 50

不動産の有効活用の手法等の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.事業受託方式は、土地有効活用の企画、建設会社の選定、当該土地上に建設された建物の管理・運営および建設資金の調達のすべてをデベロッパーに任せる方式である。
- 2.建設協力金方式は、建設する建物を借り受ける予定のテナント等から、建設資金の全部または一部を借り受けてビルや店舗等を建設する方式である。
- 3.等価交換方式では、土地所有者は建物の建設資金を負担する必要はないが、土地の所有権の一部を手放すことにより、当該土地上に建設された建物の全部を取得することができる。
- 4.定期借地権方式では、土地を一定期間貸し付けることによる地代収入を得ることができ、借地期間中の当該土地上の建物の所有名義は土地所有者となる。

【答え】

1. 不適切 **事業受託方式**とは、すべてをデベロッパーに任せる方式ではなく、**建設資金の調達は土地所有者が全額負担**します。土地所有権は自分の土地を保有したまま、企画・選定・管理・運営にかかわる事業を一括して**デベロッパーに委託し、賃貸事業を行う**ことです。 <資金負担者:土地所有者>
2. 適切 **建設協力金方式**とは、その建物に入居予定の**テナントから建設協力金の全部または一部を借り受け**土地所有者が建物を建設する事業方式です。
<資金負担者:テナント>
3. 不適切 **等価交換方式**とは、**土地所有者は土地**を出資し、**デベロッパーが自らの建設資金**で建物を建設する ことです。それぞれの**出資割合に応じて土地・建物を所有する**事業方式です。
<資金負担者:デベロッパー>
4. 不適切 **定期借地権方式**とは、土地の所有者が定期借地権を設定した土地を**デベロッパーに一定期間貸し付けて**、デベロッパーが開発事業を行い、**土地所有者が賃借料を得る方式**です。
土地の名義は土地所有者です。建物は借主の名義 となります。
<資金負担者:借地人>

従って、答えは『2』です。

問題 51

民法上の贈与に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 贈与契約は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示を表示し、相手方が承諾をすることによって成立する。
2. 書面によってなされた贈与契約において、いまだその履行がなされていない場合には、各当事者がこれを撤回することができる。
3. 贈与契約(負担付贈与ではない)の贈与者は、贈与財産に瑕疵があることを知らないで贈与した場合、その瑕疵について瑕疵担保責任を負わない。
4. 定期の給付を目的とする贈与契約は、贈与者または受贈者の死亡によって、その効力を失う。

【答え】

1. 適切 贈与契約とは、自己の財産を無償で相手方に与える意思を示し、相手方がそれを受諾することによって成立する契約です。
2. 不適切 書面によってなされた贈与契約は、履行前後に関係なく原則として取り消すことはできません。書面によらない贈与は、履行前であればいつでも取り消すことはできます。履行後は撤回できません。
3. 適切 贈与者は、贈与の目的に瑕疵があることを知らないで贈与した場合、その瑕疵についての担保責任を負う責任を負う必要はありません。（負担付贈与の場合は除く）
4. 適切 定期贈与契約は、贈与者または受贈者の死亡により、その効力を失います。

従って、答えは『2』です。

問題 52

民法で定める親族等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 養子縁組(特別養子縁組ではない)が成立した場合、養子と実方の父母との親族関係は終了する。
2. 相続開始時における胎児は、すでに生まれたものとみなされ、死産の場合を除き、相続権が認められる。
3. 本人からみて、配偶者の兄は、2親等の姻族であり、親族である。
4. 夫婦の一方が死亡した場合、生存配偶者と死亡した者の血族との姻族関係は、生存配偶者が所定の届出を行うことにより終了する。

【答え】

1. 不適切 普通養子縁組ですので養子は養親の嫡出子の身分となり、実の父母、養子と養親、養親の血族と親族関係になります。
特別養子縁組は養子と実方の父母、その血族との親族関係は終了します。
(実父母との相続や扶養義務は消滅)
2. 適切 相続開始時に胎児であった者は、生まれたとみなし、死産の場合を除き相続権が認められています。
3. 適切 直系親族はその間の世数で数えます(祖父母と孫は2親等など)。傍系親族はそれぞれの共同始祖に至る世数を数えます
(兄弟姉妹は2親等、叔父・叔母・孫は3親等など)。
4. 適切 姻族とは婚姻関係による親族のことで、夫婦の婚姻によって配偶者の一方からみた他方血族関係をいいます。
配偶者の一方の血族と他方の血族とは姻族関係にはなりません(夫の両親と妻の両親)。配偶者の一方が死亡した場合は姻族関係は続きます。
しかし、配偶者が婚姻関係終了の届け出をすれば、姻族関係は終了します。

従って、答えは『1』です。

問題 53

贈与税の非課税財産に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人が法人からの贈与により取得した財産は、贈与税の課税対象とならない。
2. 個人から受ける社交上必要と認められる香典・見舞金等の金品で、贈与者と受贈者との関係等に照らして社会通念上相当と認められるものは、贈与税の課税対象とならない。
3. 扶養義務者から生活費として受け取った金銭を、投資目的の株式の運用に充てたとしても、その金銭は、贈与税の課税対象とならない。
4. 相続により財産を取得した者が、その相続開始の年に被相続人から贈与により取得した財産は、原則として相続税の課税対象となり、贈与税の課税対象とならない。

【答え】

1. 適切 贈与税の納税義務者とは贈与により取得した個人です。したがって**個人は課税対象とはなりません。**
2. 適切 個人から受ける**社交上必要と認められる香典・見舞金等の金品**で社会通念上の範囲内と認められるものは贈与税上の**非課税**になります。
3. 不適切 扶養義務者間(親子間)からの通常必要と認められる**生活費・教育費は非課税**です。ただ、受取った金銭を投資目的の株式などの**他の用途で使用**したときには贈与税の**課税対象**になります。
4. 適切 相続により財産を取得した者が、**相続開始の年にその被相続人から贈与を受けた財産**は贈与税の対象ではなく、**相続税の課税対象**になります。

従って、答えは『3』です。

問題 54

贈与税の配偶者控除(以下「本控除」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、各選択肢において、本控除の適用を受けるためのほかに必要とされる要件はすべて満たしているものとする。

1. 受贈者が本控除の適用を受けるためには、贈与時点において、贈与者との婚姻期間が20年以上であることが必要とされている。
2. 配偶者が所有する居住用家屋およびその敷地の用に供されている土地のうち、土地のみについて贈与を受けた者は、本控除の適用を受けることができない。
3. 本控除の適用を受け、その贈与後3年以内に贈与者が死亡して相続が開始し、受贈者がその相続により財産を取得した場合、本控除に係る控除額相当額は、受贈者の相続税の課税価格に加算される。
4. 本控除の適用を受けた場合、贈与税額の計算上、贈与により取得した財産の合計額から、基礎控除 額も含めて最高2,000万円の配偶者控除額を控除することができる。

【答え】

1. 適切 **婚姻関係が20年以上**あること
婚姻期間は婚姻届けから贈与の日までをいいます。入籍していない期間は除かれます。
1年未満の端数は切り捨てとなります。
2. 不適切 贈与の対象財産は、**国内にある**居住用の土地、
借地権、家屋です。なお、**土地のみや家屋のみ**、また増築も
家屋に含まれ、対象となります。または居住用不動産を
取得するための金銭も対象です。
3. 不適切 贈与の日から、**3年以内に贈与した配偶者が亡**
くなり、この配偶者控除を受けた者が、財産を 相続
した場合は**相続開始前3年以内**であれば、この特例対
象分2,000万円までは**加算されません**。(生前贈与加
算の対象外)
4. 不適切 控除額は2,000万円です。ただし、贈与税の基
礎控除110万円とは別です。**合計2,110万円**まで
課税されません。

贈与税額計算式は

＝課税価格－{**110万円(基礎控除)**＋**2,000万円(上控除額)**}
×贈与税率 となります。

従って、答えは『1』です。

問題 55

民法で規定する相続人および相続分に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 養子(特別養子ではない)の相続分は、実子の相続分の2分の1である。
2. 代襲相続人の相続分は、被代襲者が受けるべきであった相続分の2分の1である。
3. 被相続人と父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分と同じである。
4. 被相続人の弟Aさんが推定相続人である場合、Aさんが被相続人の相続開始以前に死亡していたときには、Aさんの子Bさんが代襲して相続人となる。

【答え】

1. 不適切 養子と実子の相続分は同様に扱われます。
 - ・普通養子縁組は実親と養親から相続可能です
 - ・特別養子縁組では6歳未満の子が対象で、親族関係が終了し、養親のみが父母となる制度で、実子とみなされます
2. 不適切 相続人となる人が相続開始時には亡くなっていた場合、または欠格・廃除になっている場合はその人に直系卑属がいれば、その子が代わって相続人となることができます。
代襲相続の相続分は本来の相続分と同じです。
3. 不適切 <民法第900条4項>
父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹(半血兄弟姉妹)の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹(全血兄弟姉妹)の相続分の2分の1とします。
4. 適切 相続開始時にすでに相続人Aさんが死亡していた場合、その死亡した人の子Bさんに相続権が移行されます。相続人となる人が相続開始時には亡くなっていた場合、その子が代わって相続人となることができます。

従って、答えは『4』です。

問題 56

遺産の分割に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.遺産の分割について、共同相続人の間で協議が調わない場合には、各共同相続人は家庭裁判所に遺産分割の調停または審判を申し立てることができる。
- 2.協議分割においては、共同相続人全員が合意すれば、必ずしも法定相続分に従って遺産を分割する必要はない。
- 3.換価分割は、共同相続人が相続によって取得した不動産の全部または一部を金銭に換価し、その換価代金を共同相続人の間で分割する方法である。
- 4.代償分割は、現物分割を困難とする事由がある場合に、共同相続人が家庭裁判所に申し立て、その審判を受けることにより認められる分割方法である。

【答え】

1. 適切 民法第907条にあるように、遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。また、調停分割でも遺産の分け方が決まらない場合は審判分割を申し立てることも可能です。
2. 適切 法定相続分とは民法で定められた遺産取得分の目安です。あくまで目安ですので法定相続分のとおりには遺産分割を行う必要はありません。
3. 適切 換価分割とは相続財産を売却し、お金に換えて金銭で分ける方法です。
4. 不適切 代償分割はある遺産をもらった相続人が他の相続人の債務を支払うため代償として自己の不動産や現金を分ける方法です。現物分割を困難とする事由がある場合は有効です。家庭裁判所の申し立て、その審判を仰ぐ必要はありません

従って、答えは『4』です。

問題 57

相続税の計算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等は満たしているものとする。

- 1.すでに死亡している被相続人の子を代襲して相続人となった被相続人の孫は、相続税額の2割加算の対象となる。
- 2.相続人が被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受け、相続税の課税価格に加算された贈与財産について納付していた贈与税額は、その者の相続税額から控除することができる。
- 3.相続人が未成年者の場合、その者の相続税額から控除される未成年者控除額は、原則として、その者が20歳に達するまでの年数(年数に1年未満の期間があるときは切上げ)に10万円を乗じた金額である。
- 4.相続開始時の相続人が被相続人の配偶者のみで、その配偶者がすべての遺産を取得した場合、「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受ければ、相続により取得した財産額の多寡にかかわらず、配偶者が納付すべき相続税額は生じない。

【答え】

1. 不適切 相続・遺贈により財産を取得した人が配偶者および被相続人の一親等の血族(代襲相続人を含む)以外の兄弟姉妹はその相続税額に2割相当額が加算されます。
(相続税額＝算出相続額＋算出相続税額×20%)
2. 適切 相続・遺贈により財産を取得した人が、相続開始前3年以内に贈与を受けていた場合は(生前贈与)その贈与額は相続税から控除することができます。この贈与税は本税のみです。(延滞税や利子税などは含まれません)
3. 適切 相続または遺贈で財産を取得した居住無制限納税義務者および非居住無制限納税者である法定相続人で、相続開始時20歳未満の人は20歳に達するまでの年数1年につき10万円を乗じた金額が控除されます。
(控除額＝(20歳－相続開始年齢)×10万円)
4. 適切 「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受ければ、配偶者が相続・遺贈により取得した金額が1億6,000万円以下か法定相続分相当額以下のいずれか少ない金額であれば相続税は課税されません。相続人が被相続人の配偶者のみの場合は全遺産が法定相続分となりますので、相続税は生じません。

従って、答えは『1』です。

問題 58

相続税における取引相場のない株式の評価に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 配当還元方式による株式の価額は、その株式の1株当たりの年配当金額を5%で還元した元本の金額によって評価する。
2. 会社規模が小会社である会社の株式の原則的評価方式は、純資産価額方式であるが、納税義務者の選択により、類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式で評価することもできる。
3. 類似業種比準価額を計算する場合の類似業種の株価は、課税時期の属する月以前3ヵ月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いものとするが、納税義務者の選択により、課税時期の属する月以前3年間の類似業種の平均株価によることもできる。
4. 純資産価額を計算する場合の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の計算上、法人税等の割合は、40%となっている。

【答え】

1. 不適切 配当還元方式は、株式を所有することによって受け取る過去2年間の平均配当金額を、一定の割引率10%で割り戻して株価を評価する方法です。
2. 適切 小会社の原則的評価方式は、原則として純資産価格方式と類似業種比準方式との併用を選択することもできます。
3. 不適切 類似業種比準方式とは、評価会社と事業内容が類似する上場株式の株価をもとに、配当、利益、純資産を比較して評価額を求める方式です。類似業種の株価のうち、相続開始日の月の以前3カ月の間で最も低いもの、または前年の平均株価を使用します。
4. 不適切 純資産価額方式で計算する場合法人税額等相当額は法人税等の割合は37%です。40%ではありません。

従って、答えは『2』です。

問題 59

Aさんの死亡により、配偶者のBさんは、下記の甲宅地および甲宅地上の家屋(賃貸マンション)を相続により取得した。甲宅地が貸付事業用宅地等に該当し、その限度面積まで「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けた場合の相続税の課税価格に算入すべき甲宅地の価額として、最も適切なものはどれか。

＜甲宅地の概要＞

面積:480㎡

貸家建付地としての評価額:120,000千円

1. $120,000\text{千円} - 120,000\text{千円} \times 400\text{㎡} / 480\text{㎡} \times 80\% = 40,000\text{千円}$

2. $120,000\text{千円} - 120,000\text{千円} \times 200\text{㎡} / 480\text{㎡} \times 80\% = 80,000\text{千円}$

3. $120,000\text{千円} - 120,000\text{千円} \times 400\text{㎡} / 480\text{㎡} \times 50\% = 70,000\text{千円}$

4. $120,000\text{千円} - 120,000\text{千円} \times 200\text{㎡} / 480\text{㎡} \times 50\% = 950,000\text{千円}$

【答え】

小規模宅地等の対象面積と減額割合

区分	対象面積	減額割合
特定居住用宅地等	330㎡	80%
特定事業用宅地等	400㎡	80%
貸付事業用宅地等	200㎡	50%

甲宅地が貸付事業用宅地等に該当し、その限度面積まで「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けた場合の相続税の課税価格は下記の算式となります

減額分

貸家建付地評価額: 120,000千円 × 対象面積200㎡ ÷ 甲宅地面積480㎡ × 減額割合50% = **25,000千円**

相続税の課税価格

120,000千円 - 25,000千円 = 95,000千円

従って、答えは『4』です。

問題 60

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.本特例は、受贈者の父母からの贈与だけでなく、受贈者の配偶者の父母からの贈与も対象となる。
- 2.贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円を超える受贈者は、本特例の適用を受けることができない。
- 3.父からの贈与について相続時精算課税を選択している者は、父からの住宅取得資金の贈与について本特例と併用して適用を受けることができない。
- 4.父からの住宅取得資金の贈与について本特例の適用を受けた者は、父からの子育て資金の贈与について「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」と併用して適用を受けることができない。

【答え】

1. 不適切 本特例は、直系尊属である受贈者の父母・祖母からの贈与に適用され、配偶者の父母・祖母は対象外となります。
2. 適切 適用を受ける受贈者は、1月1日現在で20歳以上の者で、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者です。
3. 不適切 本特例は、暦年課税制度や相続時精算課税制度の特別控除2,500万円と併用することができます。
4. 不適切 本特例は、「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」や「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税」と併用することができます。

従って、答えは『2』です。